

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇土市長 元松 茂樹

市町村名 (市町村コード)	宇土市 (43211)
地域名 (地域内農業集落名)	花園地区 (三日、佐野、上古閑、曾畑、布古閑、岩熊、立岡、古保里、善道寺、境目、上松山、下松山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・花園地区の農地面積は約320haとなっている。そのほとんどが水田であり、主に水田作、施設園芸の栽培を行っている。他の地区と比べると、担い手の数が少なく、担い手以外の小規模農家や兼業農家が多い。10年後の耕作者が未定の農地が多く、高齢化も進んでおり人手不足が懸念される。今後農地を維持していくためには、分散する担い手の農地の集約化を検討していく必要がある。</li> </ul> <p>【地域の基礎的データ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者:6経営体、集落営農組織2経営体</li> <li>・主な作物:水稲、小麦、施設園芸(ミニトマト、キュウリ、イチゴ、花き等)</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10年後の耕作者年齢が70歳以上の農地が7割を超える。また、10年後の耕作者がいない又は未定となっている農地が目立ってきている。耕作できなくなった農地や、できなくなった作業(稲刈り等)に対する受け皿が必要。</li> <li>・区画整備がされていない農地も多くあり、また排水も良くない地域が多い。</li> <li>・遠方の土地所有者が点在し、連絡が取りづらい。</li> <li>・農業者(オペレーター)の高齢化、後継者不足が課題となっており若い農業者を育てる必要がある。</li> <li>・燃油価格や資材価格の高騰など経費が増大している。</li> <li>・農業用機械の価格が高く、壊れた場合は更新できない可能性がある。</li> <li>・鳥獣害対策(猪、シカ等)を徹底する必要がある。休耕田が住処になっている。また、ジャンボタニシが多く、食害が発生している。</li> </ul>
---

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業実習を気軽にできる機会を作る。専業農家だけでなく兼業農家や週末・繁忙期だけのパートなど農業に触れる機会を提供する。また、外部からの担い手の誘致を図る。</li> <li>・新規就農者へ農業の魅力のアピールと、支援を行う。</li> <li>・用水路の整備、掃除を進める。点検を行う。</li> <li>・狭い農地の整備を進めて、1つの圃場の面積の拡大を図る。また、農地の集約化を進める。そのために、集落の連携を密にする必要がある。</li> <li>・休耕田に景観作物(花き・花木)の植栽を検討する。</li> <li>・花園オリジナル生産物(ブランド化)の育成と栽培を検討する。</li> <li>・農産物の品質向上(指導等)を図る。</li> <li>・花園地区は国道が通っているので、農地と開発の両立を図る。農業のみに焦点を当てるのではなく、土地開発とのバランスを考える。</li> <li>・地産地消(宇土の農産物を宇土で消費する。農家レストランなどの6次産業化や、直売所の設置等)を推進する。</li> <li>・農産物の販路拡大(スーパー、直売所)、所得向上を図る。</li> </ul>
--

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	320 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	320 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、保全・管理等の区域については慎重な協議を積み重ね、必要な場合は適切に設定する。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。貸し借りの見える化を行い、農地の交換を行いやすくする。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・担い手の経営意向を勘案し、農地中間管理事業の活用して段階的に集約を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・基盤整備事業については、地域の状況に応じて検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・耕作者のグループ化の推進や、広域営農組合の設立を検討する。また、法人化を進めて、就業機会として若い農業者を集める。 ・設備投資がかからない就農機会の提供を図る。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・現在のところは未定。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④輸出	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--